

「林業機械の遠隔操作に関する安全性確保ガイドライン案
に関する意見の募集」の結果について

令和7年4月2日
林野庁研究指導課

「林業機械の遠隔操作に関する安全性確保ガイドライン案」について、令和7年3月7日から令和7年3月20日までの期間、広く国民の皆様から意見を募集するパブリック・コメントを実施いたしました。

その結果、募集期間において「林業機械の遠隔操作に関する安全性確保ガイドライン案」に関する御意見を3件いただきました。お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する考え方について、別添のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

御意見をお寄せいただいた皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも森林・林業行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

林野庁森林整備部研究指導課技術開発推進室
電話：03-3502-8111（内線）6215

林業機械の遠隔操作に関する安全性確保ガイドライン案に関する意見の募集についての主な御意見の概要と御意見に対する考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	一般車がほとんど通行しない道路では封鎖せず作業が可能となるよう警察当局と調整し、連名による発出とすべきである。	林道における車両の通行に関する措置については、遠隔操作林業機械の使用に伴うリスクが第三者に及ぶことを防止する観点から、2.3.(3)セのとおり、一般車両の通行の禁止又は制限を行うための申請及び必要な措置を講じることとしています。
2	・ 3 ページの 4 行「あたらない」は「当たらない」のほうがよい。 ・ 5 ページの 7 行「である」は「をいう」のほうがよい。 ・ 1 4 ページの 2 行「すべて」は「全て」のほうがよい。	御意見を踏まえて、修正します。
3	作業の安全を確保することは最低限必要なことです。その上で意見したいことは、その機械は誰が造っているのか、その作業主体は誰なのかです。 林業は農業、漁業、水道、電気、交通、ガス、通信などと同様に、国の根幹をなす大事な仕事であり、自らの手で行うことを前提として進めていただきたい。	本ガイドラインで対象としている遠隔操作林業機械(伐倒作業車、フォワーダ、集材機及び搬機)は、国内で生産されているものが多くを占めております。 また、作業主体は、これらの機械を導入した国内の林業経営体における林業従事者が主であると考えています。